

《高知女子大学看護学会奨学生募集要領》

高知女子大学看護学会は1976年の設立以来、看護学の確立、看護の質の向上を目指して、学会や公開講座を開催し、看護を変革する役割を担ってきた。この様な歴史的な活動を基盤とし、高知女子大学看護学会の理念をさらに推進するために、高知女子大学大学院に看護学研究科、健康生活科学研究科が発足されたことを記念して、高知女子大学看護学会奨学金制度を設けた。

本制度は看護学の発展に寄与し、看護ケアの質の向上に寄与することのできる人材育成を支援することを目的とし、高知女子大学看護学会の会員であり、かつ看護系大学院博士課程前期・後期あるいは修士・博士課程において、看護の理論的・実践的追求を目指す者に対し、奨学金を貸与する。

高知女子大学看護学会奨学金制度においては、次の要領により奨学生を募集する。

1. 奨学金貸与の目的

看護の実践・研究をよりよく発展させ、国民へのサービスを更に向上させることを目指す者に対して、その就学を支援する目的で奨学金(無利息)を貸与する。

2. 奨学生募集期間

原則として毎年4月1日から5月15日まで。希望者は事務局に連絡のこと。

3. 奨学生の出願資格

保健師助産師看護師法による保健師、助産師または看護師の免許を有し、次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 高知女子大学看護学会会員であること
- (2) 看護系大学院博士課程前期/後期あるいは修士/博士課程に在学していること
- (3) 経済的な理由により、修学上、奨学金を受ける必要がある者

4. 奨学金の貸与期間と額

(1) 貸与期間

- ① 貸与期間は正規の最短修業期間を限度とする。
- ② 貸与は当該年度の4月にさかのぼって支給される。

(2) 貸与金額

奨学金の貸与月額は4万円とする。

5. 奨学金の返還と期間

原則として、大学院を修了後6ヶ月より第1回返還を開始し、一括または割賦により貸与された金額を貸与期間に1を乗じた期間(月数)内で返還しなければならない。

6. 奨学生願書の提出

志願する者は、連帯保証人と連署のうえ、次の書類を提出すること。

(1) 連帯保証人は1名とし、次のそれぞれの要件を備える者であること。

- ① 一定の職業をもち、独立の生計を営んでいること。
- ② 奨学生に事故ある時は、連帯して返済の責任を負う能力を有すること。
- ③ 血族一親等以外の者であること。
- ④ 国内に住所を有すること。

(2) 提出書類

① 奨学生願書(様式1)

奨学金希望の理由をできるだけ具体的に記入すること。

② 履歴書(様式2)

③ 当該大学院課程の指導教員の推薦書(様式3)

④ 健康診断書(様式は問わない。次の項目を満たすものであること)

I: 既往歴

II: 現在の健康状態

III: 修学の適・否

IV: 医師の証明書印

V: 申請する時点より3ヶ月以内のもの

⑤ 当該課程の在学証明書

願書提出時は、合格通知書または入学許可書の写しでもよいが、入学後直ちに在学証明書を提出のこと。

- ⑥ 看護に関する所有免許の写し（A4版に縮小のこと）

注：①～③は、高知女子大学看護学会奨学金制度の規定の様式によるものとする。

③は当該大学院の指導教員が作成し、厳封されたものであること。一度開封されたものは無効とする。

7. 奨学生の選考と通知

- (1) 上記6.(1)(2)の資料をもとに、高知女子大学看護学会奨学生選考委員会の選

考を経て奨学生を決定する。

- (2) 選考の結果は、高知女子大学看護学会総会終了後、本人および連帯保証人に通知する。

8. 奨学金貸与に関する問い合わせ等

- (1) 願書の請求

本奨学金制度の願書等を必要とする場合は、返信用封筒に切手160円分を添えて申し込むこと。

- (2) その他詳細に関する問い合わせ先

〒781-0111 高知市池2751番1

高知女子大学看護学会奨学金制度係

FAX 088-847-5524